

件名	有害鳥獣捕獲事業における無線利用について
受付日	平成31年3月8日
ご意見・ご提案の概要	県では、有害鳥獣捕獲事業において、法令違反の道具（アマチュア無線）の利用を認めているのか。 また、合法の簡易無線機が普及していない。
県の考え方	有害鳥獣捕獲事業における無線機の利用については、これまでも当該市町村に対し、不適切な無線機を使用しないよう指導してきております。 また、補助事業等で無線機を導入する際は、デジタル簡易無線機又は特定小電力トランシーバーを導入するよう指導してまいります。
担当課	農政部 農村振興課